

交通政策課

1 県内空港の活性化

【目 的】

長崎県空港活性化推進協議会を活用し、長崎空港はじめ県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図ります。

【概 要】

(1) 現状

長崎空港は、昭和 50 年 5 月 1 日に世界初の本格的な海上空港として供用が開始され、昭和 55 年には滑走路が 2,500m から 3,000m に延長されました。県内には長崎空港、五島つばき空港、壱岐空港、対馬やまねこ空港の 4 空港に定期便が就航しており、全国の主要都市をはじめ本土と離島とを結ぶ航空網を形成しています。

長崎空港は、国内線は東京（羽田・成田）名古屋（中部）大阪（伊丹・関西）神戸、沖縄など 10 路線 42 便、国際線は上海、香港線の 2 路線週 6 便が就航しています。

利用者数は令和 2 年度実績で 889 千人<内訳：国内線（チャーター便含む）875 千人、国際線（チャーター便含む）2 人、乳幼児 13 千人>となっています。

また、離島空港の平成 31(令和元)年度の利用者数は 452 千人で、五島つばき空港と対馬やまねこ空港は長崎空港と福岡空港、壱岐空港は長崎空港と結ばれており、生活路線としての役割を果たしています。

路線数及び便数は令和 3 年 4 月 1 日現在の数字。

長崎空港利用者数の推移

(単位:人)

区 分	28年度	29年度	30年度	31(R1)年度	R2年度
国 内 線	2,906,428	3,049,261	3,145,370	3,040,811	875,218
国 際 (定 期) 線	35,003	51,882	66,356	51,132	0
国 際 チ ャ ー タ ー 便	430	1,408	1,859	15,448	2
乳 幼 児	54,858	55,891	55,902	51,645	13,414
計	2,996,719	3,158,442	3,269,487	3,159,036	888,634

(2) 令和 3 年度の主な取組

県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図るため、長崎空港の活性化を推進する。

- ・ 離島航空路線の利用促進
- ・ 長崎空港運用時間の延長のための航空需要創出
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により運休・減便している国内定期航空路線の早期回復のため、各航空会社等が行う利用促進に向けた取組を支援



2 離島航空路線対策

【目的】

離島航空路線維持確保のため、県内の離島航空路線運航事業者に対し助成を行います。

【概要】

1 現状

オリエンタルエアブリッジ株(ORC)は、長崎～苅岐線、長崎～福江線、長崎～対馬線、福岡～福江線、福岡～対馬線を運航しています。

全日本空輸株は、福岡～福江線、福岡～対馬線を運航しています。

運航事業者名	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
オリエンタル エアブリッジ株 (ORC)	路線数	4	4	4	4	5
	往復便数	11	11	12	12	12
	利用者数	170,839	191,898	223,934	235,596	178,183
	対前年比	100.0	112.3	116.7	105.2	75.6
全日本空輸株 (ANA)	路線数	2	2	2	2	2
	往復便数	6	6	5	6	4
	利用者数	219,724	227,928	212,426	212,453	68,415
	対前年比	94.6	103.7	93.2	100.0	32.2

注) 路線数、往復便数は各年度の4月1日現在

注) 全日本空輸株には、そのグループ会社を含みます。

注) 利用者数に乳幼児は含みません。



ORC (ダッシュ8-Q200)

2 今後の方針

離島航空路線の維持のため、地元市・航空会社・関係団体と連携して路線の利用を促進します。

3 離島航空路線補助制度

長崎県航空機購入費補助金

内容：県内の離島航空路線を運航している事業者に対し支援を行います。

(1) 航空機購入経費の35%のうち、運航費補助の対象とならない費用

(2) 国の運航費補助対象路線に対し補助対象額の50%

予算額：262,500千円

長崎県離島航空路線確保対策補助金

内容：県内の離島航空路線を運航している事業者に対し支援を行います。

(1) 航空機の重整備の費用のうち、運航費補助の対象とならない費用

(2) 離島航空路線のうち、一定の利用率に達しない路線の収入不足額

予算額：8,941千円

4 融資制度

長崎県離島公共交通事業対策貸付金 期間1年、利率1.55%

3 離島航路対策(離島航路への欠損補助制度等)

【目 的】

離島航路は、過疎化の進行に加えて、船舶の老朽化に伴う修繕費等運航コストの高騰、さらには航空機との競合等極めて厳しい環境に置かれています。しかし、航路は、しまの人々にとって重要な交通手段であり、日常生活に不可欠な住民の足となっています。このため、離島航路の維持・確保対策として、国の補助制度に加え、県においても離島航路の運航に対する補助を行っています。さらに、航路事業の経営安定等に資するため、各種融資制度を設けています。

【概 要】

(1) 離島航路補助制度

離島航路事業対策補助金

…一定の基準に該当する航路の運航事業者から提出される生活交通確保維持改善計画に基づき、県離島航路対策協議会において、離島の生活に必要不可欠な航路として、その確保・維持が必要と認められた航路を補助対象航路として認定し、そのうち欠損が発生した航路に対し補助を行います。(国庫補助を差し引いた額を対象)

- ・ 基幹的補助航路(2以上の市町を結ぶ航路) 補助対象欠損額の100%以内の額
- ・ 市町内補助航路(1市町内の航路) 補助対象欠損額の50%以内の額とし、市町が負担する額を限度とします。

離島住民割引事業補助金

…離島航路事業者が離島住民を対象として、寄港地のバス運賃を限度とする運賃割引を実施する場合、それによる減収額を補助(国庫補助航路:国 1/2、県 1/4、市町 1/4 県単補助航路:県 1/2、市町 1/2)

(2) 離島航路融資制度

航路改善対策資金貸付金

航路事業者の船舶の建造等の貸付資金	期間 10 年、末端利率 1.85%
補助航路事業者の共有船舶の買取りに対する貸付資金	”

内航海運改善資金貸付金

内航海運事業者の船舶建造等の貸付資金	期間 8 年、末端利率 1.85%
--------------------	-------------------

離島公共交通事業経営安定対策資金貸付金

補助航路事業者に対するつなぎ融資	期間 1 年、末端利率 1.55%
------------------	-------------------

上記のほか航路事業者及び内航海運事業者の船舶建造・改造に対する公的支援としては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有制度等があります。

(3) 長崎県離島航路対策協議会

- ・ 設置日 平成 23 年 6 月 15 日
- ・ 委員 国、県、関係市町、運行事業者、利用者代表等
- ・ 設置目的 離島の生活に必要不可欠な航路の確保・維持について協議、調整を行い、生活交通確保維持改善計画を策定します。

1. 事業の経過

年度	離島航路事業対策補助金 交付実績（千円）		貸付金貸付実績（千円）			輸送人員 （千人） （ ）は離島分
	国庫 対応分	県単分	航路 改善 対策	内航海運改善	航路経営安定	
28	495,305	55,302	0	0	687,000	6,648 (3,831)
29	542,071	58,010	0	0	711,000	6,052 (3,987)
30	723,556	86,074	0	0	735,000	5,846 (3,897)
R1	1,061,808	86,360	0	0	742,400	5,450 (3,866)
R2	1,033,241	105,925	0	0	731,065	3,169 (2,465)

2. 令和2年度実績

補助 航路欠損補助 1,134,447 千円
 離島住民割引補助 4,720 千円

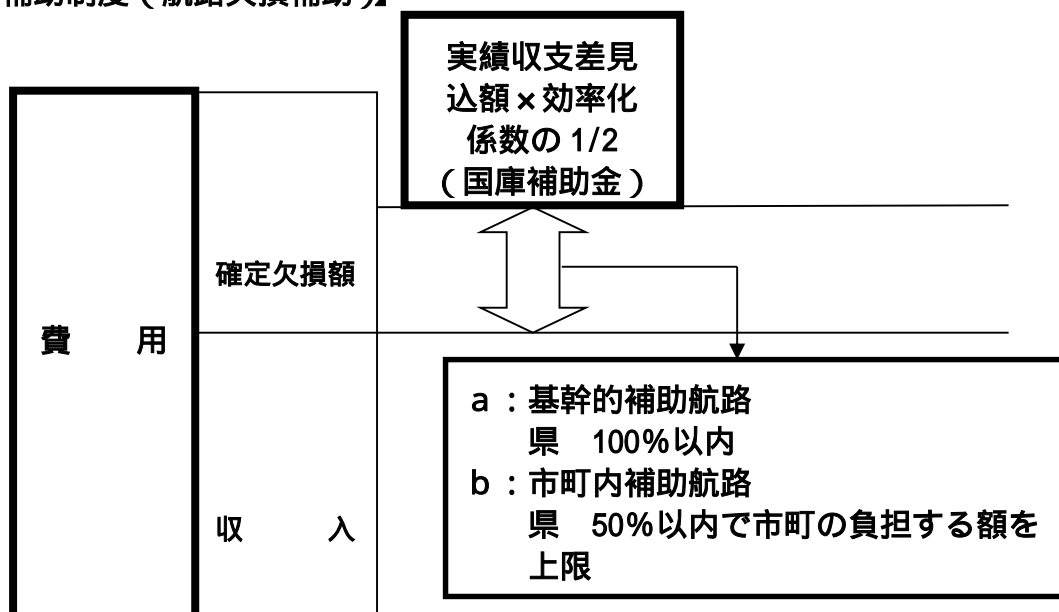
貸付金 内航海運 0 千円
 経営安定 731,065 千円

3. 令和3年度予算

補助 航路欠損補助 1,515,754 千円
 離島住民割引補助 6,170 千円

貸付金 内航海運 14,000 千円
 経営安定 722,840 千円

【県の補助制度（航路欠損補助）】



4 地方バス対策

【目 的】

通学、通院などの日常生活に必要な交通手段である乗合バス等の生活交通の維持確保を図るため、国、市町と連携して、乗合バスの不採算路線等に対して補助を行っています。

また、長崎県バス対策協議会においては、補助路線の運行計画や生活交通の確保方策等について協議・調整を行っています。

【概 要】

(1) 補助事業

バス運行対策費補助金（国との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、広域的・幹線的な路線について国と連携して補助

- ・ 地域間幹線系統確保維持費補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）
- ・ 車両減価償却費等補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）

生活バス路線運行対策費補助金（市町との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、準広域的・準幹線的な路線について市町と連携して補助

- ・ 路線維持費補助金（補助率 県 1/2、市町 1/2）

事業名		バス運行対策費補助		生活バス路線運行対策費補助
		(地域間幹線系統確保維持費補助)	(車両減価償却費等補助)	(路線維持費補助)
補助対象事業者		不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者	国庫補助路線を運行する乗合バス事業者	不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者 生活交通を確保するため、自ら運行する市町
補助対象の概要	複数市町	またがる	主として、国庫補助路線を運行する低床車両等にかかる減価償却費及び購入に係る金融費用を補助	-
	路線の長さ	-		10km以上
	運行回数	1日3回以上		1日3回以上
	輸送量	15～150人		9～150人
	中心市町等	アクセスすること		-
	収支率等	-		経常収益が経常費用の55%以上
補助対象経費の額		経常費用見込額と経常収益見込額の差額 (経常費用の45%を限度)	補助対象車両購入費 ワンステップバス1,300万円を限度 ノンステップバス1,500万円を限度 小型車両1,200万円を限度	経常費用と経常収益の差額
補助率		補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を県・市町で1/2ずつ
その他		競合率・平均乗車密度による査定減あり		競合率による査定減あり

(2) 令和2年度補助実績

バス運行対策費補助	289,343千円
生活バス路線運行対策費補助	8,080千円

(3) 令和3年度予算額

バス運行対策費補助	209,551千円
生活バス路線運行対策費補助	64,168千円

(4) 長崎県バス対策協議会

- ・ 設置日 平成12年11月16日
- ・ 委員 国、県、関係市町、バス事業者、利用者代表等
- ・ 協議内容 補助路線の運行計画や路線廃止後の生活交通の確保方策等

5 松浦鉄道・島原鉄道対策

【目 的】

県北地域及び県央・島原半島地域における広域的公共交通機関である松浦鉄道と島原鉄道の老朽化した車輛やレール等施設設備の更新・整備を行う費用を、沿線自治体等と一体となって支援することにより地域住民へ安全な交通手段の提供を図ります。

【概 要】

(事業期間) 平成18年度～令和5年度

(予算額) 令和3年度 167,296千円

松浦鉄道

(会社概要)

- ・設 立 昭和 62 年 12 月 10 日 (営業開始 昭和 63 年 4 月 1 日)
- ・資 本 金 3 億円 (うち県出資額 4,100 万円)
- ・営業キロ 93.8 キロメートル、駅数 57 駅 (うち長崎県内 38 駅)、車輛数 23 両

(松浦鉄道自治体連絡協議会)

- ・設 立 昭和 63 年 5 月 24 日
- ・構 成 8 団体 (長崎県、佐賀県、佐世保市、平戸市、松浦市、伊万里市、佐々町、有田町)

(令和 2 年度事業内容)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・事業費 263,670 千円 (うち県補助 78,196 千円)

(令和 3 年度事業計画)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・県予算額 80,576 千円



松浦鉄道

島原鉄道

(会社概要)

- ・設 立 明治 41 年 5 月 5 日 (営業開始 明治 44 年 6 月 20 日)
- ・資本金等 9 億 8,000 万円 (うち県出資額 8,000 万円)
- ・営業キロ 43.2 キロメートル、駅数 24 駅、車輛数 15 両

(島原鉄道自治体連絡協議会)

- ・設 立 平成 8 年 10 月 9 日
- ・構 成 5 団体 (長崎県、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)

(令和 2 年度事業内容)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・事業費 244,995 千円 (うち県補助 89,590 千円)

(令和 3 年度事業計画)

- ・整備内容 レール更新、マクラギ交換ほか
- ・県予算額 86,720 千円



島原鉄道